

110

消費者110番から

クレジットカードの不正利用にご注意！



回答

クレジットカード番号の漏洩によるカードの不正利用の相談が増えています。巧妙なフィッシング（実在する

相談事例 クレジットカード会社から代金の引き落としができないと電話があった。あわててカードの利用明細を見ると、テーマパークのチケット代9万円の請求が上がっていることに気がついた。購入した覚えなどまったくないのに、なぜこんなことが起こったのか。

企業や団体を名乗って、カード番号等の個人情報盗取（横取り）の横行や、業者のネットセキュリティの脆弱さが原因となるカード番号の流出など、防ぐことが難しい事例が多発しています。

カード会社も不正利用に警戒しており、不審と思われる利用を検知した時には「ほんとうにあなたが利用しましたか？」とわざわざ尋ねてくれることがあります。しかし、すべてのカード会社がすべての不正利用を検知できるわけではなく、私たちも注意が必要です。注意点としては、

① 所有するすべてのカードの利用明細を毎月確認する。

多くのカード会社は、不正利用が起ってから60日以内にカードの名義人から申告があると、調査をしてくれま

す。不正利用と判断されれば請求は取り下げられ、既にお金引き落とされていても返金してくれます。ただ、60日を過ぎると申告しても調査してもらえないことが多く、悠長に構えてはいられません。特にネットで利用明細を確認している人は、毎月忘れずにチェックする習慣をつけておかないと、発見が遅くなる恐れがあります。カード利用の度にメールで通知してくれるサービスがあれば、それを利用するのもよいかもしれません。誰の、どのカードに不正利用が起っても不思議ではないので、あまり使っていないカードだからといって、チェックを怠らないようにしましょう。

② リスクを減らすため、普段使わないカードは解約する。

スーパー、量販店、ガソリンスタンドなどで「お得意になる」「ポイントがつく」などと勧められ、加入しただけのカードはありませんか？身の回りを調べ、不要なカードがあれば解約をおすすめします。解約すればカードの年会費を請求されたと、といったことも防げます。また、カード名義人の方が亡くなった場合は、忘れずにすべてのカードを解約しておきましょう。

不審な請求やご不明な点などがあれば、消費生活センターに気軽に相談ください。

消費者トラブルのご相談は、**徳島県消費者情報センターへ**

■問い合わせ先

徳島県消費者情報センター

「消費者110番」

TEL/088(623)0110